From: hiromichi@mue.biglobe.ne.jp (井上 博道)

Date: Tue, 08 May 2007 21:03:59 +0900

To: 総務省渉外担当御中 <syougai@soumu.go.jp>

Cc: hiromichi@mue.biglobe.ne.jp

Subject: 【異議有り】Re: (総務省)RE: 恩給法の矛盾・国家の誠意等の件

総務省 渉外担当御中

拝復

御回答、ありがとうございます。

加算を含めて11年余の(終戦時の)上等兵に対する一時恩給 について御教示願います。

その他の点については、失礼ながら、典型的なお役所的回答です。元帝国海軍軍人と私に対する基本的な回答には全くなっておりません。

あなたがどのような職位の方かはわかりませんが、今後、日本国家レベルの三権機関及び全国の同じような子孫に働きかけて問題にさせて頂こうと思います。

そちらからの回答も、私のサイトへの掲載を始めとして、全 国の同志・マスコミ等に呼びかけて、問題提起をさせて頂く予 定です。

私も法律は少し学んでおりますが、(あなたも感じておられるかもしれませんが、通常の人間の感覚として)本件を「おかしい」とは思いませんか?

敬具

井上様

井上様からいただいたご意見メールについて、お答えします。

旧軍人の最短恩給年限(年金恩給が支給されるための最短の必要在職年数)については、沿革的には、明治時代にヨーロッパの恩給制度を参考として11年と定められ、その後、昭和8年の法改正により下士官以下は1年延長され12年(准士官以上は2年延長され13年)となったものです。

また、最短恩給年限に達しない者には、在職期間に応じた一時金である一時恩給が支給されます。

恩給の対象となるべき身分、年限等は制度の基本であり、 また戦後 60 年以上を経ていることから、現時点においてこれ を変更することは、適当ではないと考えています。

総務省